

木材関係事業補助金交付要綱

制定 平成3年7月10日付け3林業第163号
(最終改正 令和8年9月25日付け8信木利第105号)

(趣旨)

第1 この要綱は、林業及び木材産業の振興を図るため、市町村及び木材関連業者等の組織する団体等が行う木材関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業の種類、経費及び補助率は、別表に定めるところによる。

2 前項の規定に関わらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 県税の滞納がある者
- (2) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) その他知事が適当でないと認める者

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について、別に定める重要な変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (2) 別表に定める経費は、事業の種類ごとに相互に流用してはならないこと。
 - (3) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難になったときを含む。）は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理に関する規定を定め、善良な管理を行い、効率的な運用を図ること。
 - (5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。
- 3 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が規則第15条第1項又は第2項の各号の一に該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 4 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請書は、補助金交付申請書（様式第1号）及び補助

金変更交付申請書（様式第2号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画図書
- (2) 暴力団排除に関する誓約事項
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 前2項の書類の提出期限は、別に定める。

4 木質バイオマス循環利用普及促進事業については別に定める様式による。

5 補助事業者は、第1項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。この場合において、補助事業者は、第8第5項又は第6項の規定により、報告をするものとする。

（変更等の承認申請）

第5 第3第1項第1号及び第3号に規定する変更等の承認を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を知事に提出して行うものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容について重要な変更をしようとするとき

変更承認申請書（様式第3号）

ただし、木質バイオマス循環利用普及促進事業については別に定める様式による。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

完了期限延長承認申請書（様式第5号）

（交付申請の取下げ）

第6 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内に知事に提出して行うものとする。

（状況報告）

第7 補助事業者は、事業の実施状況を別に定めるところにより知事に報告するものとする。

（実績報告書等）

第8 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、実績報告書（様式第1号）によるものとする。

- 2 規則第12条第1項に規定する関係書類は、別に定める。
- 3 木質バイオマス循環利用普及促進事業については別に定める様式による。
- 4 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 5 第4第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して別に定める様式により報告するものとする。
- 6 第4第5項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別に定める様式により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の補助事業の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。
- 7 間接補助事業の場合、補助事業者は、間接補助事業者から補助金に係る消費税仕入控除税額の返還があった場合には、速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてその返還額の全部又は一部を返還するものとする。

（補助金の交付請求）

- 第9 補助事業者は、補助金の交付（概算払を含む。）を請求しようとするときは、補助金交付（概算払）請求書（様式第7号）を知事に提出するものとする。

（財産処分の制限等）

- 第10 規則第19条第2項第2号に規定する期間は、別に定めがある場合を除き、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間又はそれに準ずるものと認められた期間とする。
- 2 規則第19条第1項に規定する承認申請は、財産処分承認申請書（様式第8号）によるものとする。

（書類の提出）

- 第11 規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所管地域振興局長を経由するものとする。ただし、事業が県全域にわたる場合を除く。
- なお、別に定める要領により知事に提出する書類を局長としている場合は、知事を局長と読み替えるものとする。

（補助金等の返還）

- 第12 知事は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。
- 2 知事は、補助事業者等に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 8 年度の事業から適用する。

別表

事業の種類	経 費	補助率
木質バイオマス循環利用普及促進事業	木質バイオマス利用の普及啓発において、事業実施主体の購入するペレットストーブ又はペレットボイラーに係る経費のうち本体購入経費に対して、市町村が助成する経費	2分の1以内
木造・木質化支援事業	別に定める補助事業者が行う、展示による波及効果が期待でき、広く県民が利用する施設の整備に要する経費並びに「子どもの居場所」の整備に要する経費及びこれにあわせて行う調度品等の設置に要する経費で次に掲げるもの (1) 木造化（一般） (2) 木造化（中大規模施設） (3) 木質化 (4) 設計支援	2分の1以内 ただし、(1)から(3)にあつては補助事業者が市町村の場合は3分の1以内
木造・木質化支援事業（木工体験の推進支援）	別に定める補助事業者が、子どもを対象に、長野県全域で行う木工教室、木工工作に関するコンクールを開催し、木工体験の推進に資する取組に要する経費	4分の3以内
信州の木供給体制整備事業（JAS製材品供給拡大支援）	別に定める補助事業者が行うJAS（日本農林規格）認証の取得に向けた取組に要する経費で次に掲げるもの (1) 資格の取得 (2) 試験の実施 (3) 申請・検査	2分の1以内
信州の木供給体制整備事業（木造セミナー実践型）	別に定める補助事業者が行う、製材工場と工務店等が連携し、住宅分野における県産材及び県産材製品の普及啓発の取組に要する経費	定額 ただし、1件当たりの補助金額の上限は、1,000,000円とする。
信州アカマツ等販路拡大事業	別に定める補助事業者が行う、信州アカマツ材（長野県産アカマツ材）の認知度向上、利用促進に向けた販路拡大又は付加価値向上に資する取組に要する経費で次に掲げるもの。 1 販路拡大支援 （1）活用モデル実証 （2）プロモーション等 （3）商談会等への出展・開催 2 付加価値向上支援 （1）新商品の開発・既存商品の改良 （2）簡易施設の設置による実証・検証	2分の1以内